

市税の納期内納付はお済みですか？

～日ごろより、市税の納期内納付について
ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます～

市税は、市のさまざまな事業を行うための費用を、所得や資産の状況に応じて、皆さんに公平に負担していただくものです。

市では、市税を納期内に納付された方と、納期内に納付されなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、次のように適切な滞納整理を行っています。

督促状の送達

納期限が過ぎても納付されない場合には、地方税法により、納期限から20日以内に督促状を送付して、お知らせします。

督促状が届くと、督促料(100円)が加算されます。

延滞金の加算

納期限を過ぎた場合、納期限内に納付された方との公平性を保つため、本税のほかに延滞金が加算されます。延滞金については、地方税法で定めています。

計算方法は、右記のとおりです。

滞納処分（財産の差し押さえ）

地方税法では、督促状が送付された日から起算して、10日を経過した日までに完納されない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めています。

市では、長野県と「協働による滞納整理に関する協定」を締結し、長野県税務課県税徴収対策室の職員と協力して、滞納者に対して、預貯金、給与、不動産等の差し押さえを行うなど滞納整理の強化を図っています。

納期内納付にご協力をお願いします。

納め忘れがないように、便利で安心、手続き簡単な「口座振替」をお勧めします。

取扱金融機関：(株)八十二銀行、中野市農協、北信州みゆき農協、長野信用金庫、(株)長野銀行、長野県信用組合、長野県労働金庫、(株)ゆうちょ銀行

延滞金

地方税法で年率14.6%と定めています。

■計算方法

延滞金 = 税額(1,000円未満切り捨て) × 延滞した日数 × 率 / 365

(なお、納期限から1カ月の間は、前年11月末日における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合で計算されますので、平成21年は年率4.5%、平成22年は年率4.3%となっています)

自動車の差し押さえ

納付に応じない等の悪質と思われる滞納者に対して、タイヤロックを使用した自動車の差し押さえを実施します。



中野市における差押件数

差押財産	平成20年度	平成19年度	平成18年度
預金差押	124件	82件	48件
給料差押	13件	23件	13件
その他の債権差押	13件	13件	18件
動産差押	5件	4件	7件
不動産差押	55件	32件	97件
計	210件	154件	183件

インターネット公売 随時実施中

インターネット公売とは、各行政機関が滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを利用して、国税徴収法などにに基づき売却(公売処分)する手続きの一部です。
中野市も、随時実施しています。



中野市インターネット公売ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp/koubai/index.html>

◎市税に関するご相談はお早めに市役所税務課へ【☎(22)2111】

○市県民税・国民健康保険税・軽自動車税…課税係(内線225)

○固定資産税・都市計画税・償却資産…資産係(内線226)

○市税の納付・口座振替・インターネット公売…収納係(内線227)

税務課ホームページ：<http://www.city.nakano.nagano.jp/city/zeimu/index.htm>

税の申告における 高齢者の障害者控除

所得税・住民税の申告をされる方で、次の方は控除の対象となります。

- ①精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳・療育手帳および戦傷病者手帳などの交付を受けている方
 - ②寝たきり老人として市から認定されている方
 - ③介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方の中で、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けている方に準ずると中野市福祉事務所長が認め、障害者控除対象者認定書の交付を受けた方
- ※「障害者控除対象者認定書」の交付が必要な方は、下記までご相談ください。

問い合わせ先

市役所健康長寿課介護保険係
(中野保健センター内)

☎(22)2111(内線365)

中野市土地開発公社 保有地を売却します

中野市土地開発公社が保有している土地の売却を実施します。

購入を希望される方は、お申し込みください。

売却土地

所在地	公簿面積	地目	最低売却価格
永江字大平 3071、3072-2、 3074、3075、3076、 3077	75,512㎡	原野	6,796,000円

応募対象者

次のいずれにも該当する方

- ①市内に住所を有する個人、または本社を有する法人
- ②市税等を滞納していない方

申込期間 2月12日(金)～4月9日(金)

決定方法 最低売却価格以上のうち、最高額で入札された方へ売却します。(入札は別途実施)

問い合わせ・申し込み先

中野市土地開発公社(市役所都市計画課内)

☎(22)2111(内線358)